

駐車場法（昭和 32 年 5 月 16 日法律第 106 号）第 13 条及び愛知県名古屋飛行場管理規則（平成 16 年愛知県規則第 71 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、一般駐車場管理規程を次のように定める。

一般駐車場管理規程

（通則）

第 1 条 県営名古屋空港一般駐車場（愛知県名古屋飛行場の駐車場のうち、一般駐車に供するものをいう。以下「駐車場」という。）管理に関する事項は、愛知県名古屋飛行場条例（平成 16 年愛知県条例第 44 号）（以下「条例」という。）及び愛知県名古屋飛行場管理規則（平成 16 年愛知県規則第 71 号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（用語）

第 1 条の 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車場の設置者 駐車場法（昭和 32 年 5 月 16 日法律第 106 号）第 12 条の「路外駐車場管理者」をいう。
- (2) 車両 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 1 項に規定する道路運送車両をいう。
- (3) 供用時間 駐車場に車両を入場させ、又は駐車場から車両を出場させることができる時間をいう。
- (4) 自動車 道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。
- (5) 普通自動車 二輪自動車以外の自動車でその高さが 2.1 メートル以下であり、かつ、その総重量が 2.5 トン以下のものをいう。
- (6) 二輪自動車 自動車で二輪のもの（側車付きのものを含む。）をいう。
- (7) 原動機付自転車 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。
- (8) 大型自動車 普通自動車及び二輪自動車以外の自動車をいう。
- (9) 所有者等 自動車検査証に記載された車両の所有者及び使用者をいう。
- (10) 臨時駐車場 設置管理者が期間を定めて一時的に設置する駐車場をいう。
- (11) 駐車券 入庫時刻等を記録するために利用者に交付される書面で、情報を機器により記録するものをいう。
- (12) 駐車票 入庫時刻等を記録するために利用者に交付される書面で、駐車券以外のものをいう。

（利用対象者）

第 1 条の 3 駐車場を利用することができる者は、コンピューター航空機の旅客、あいち航空ミュージアムを利用する者、愛知県名古屋飛行場内の事業所に勤務する者その他愛知県名古屋飛行場に用務のある者とする。ただし、駐車場管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、この限りでない。

（規程の遵守）

第 2 条 利用者は、この規程により駐車場を利用するものとする。

（駐車場の名称等）

第 2 条の 2 駐車場及び駐車場の設置者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(供用時間)

第3条 供用時間は、午前6時から午後10時までとする。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、供用時間を臨時に変更することができるものとする。

(供用休止等)

第4条 管理者は、次の場合には、駐車場の全部又は一部について、供用の休止、車路の通行止め、駐車した車両の退避を行うことができるものとする。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、事故若しくは施設の損壊が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 保安上供用の継続が適当でない場合
- (3) 工事、清掃、消毒その他管理上必要な措置をとる場合
- (4) その他やむを得ない事由がある場合

(駐車できる車両)

第5条 駐車場に駐車できる車両は、積載物及び取付物を含めて別表第2に掲げるものとする。

(駐車場使用料)

第6条 駐車場使用料は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までに入場したコンピューター航空機（客席数が100以下の航空機に限る。）の旅客にあつては、別表第4に定めるとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、駐車場使用料を免除する。ただし、個人の利用に限る。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - (4) 戦傷病者特別救護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項及び第2項の規定による戦傷病者健康手帳の交付を受けている者
 - (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第3項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者
 - (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定による医療受給者証を受けている者
 - (7) 前各号に掲げる者が同乗する自動車を運転する者
- 4 駐車場使用料を算出するための駐車時間は、管理者が別に様式を定める駐車券等に、入場のときに記録した時刻から、出場のときに当該駐車券等に記録した時刻までの時間とする。ただし、事前精算機において駐車場使用料の支払をする場合の駐車時間は、その日時までの時間とする。
- 5 事前精算機において支払をした後、駐車場を出場する時までの間に1時間を経過した場合は、当該事前精算機において支払をした時から出場のときに駐車券等に記録した時刻までの時間（事前精算機による精算後、繰り返し、事前精算機において駐車場使用料の支払をする場合は、その日時までの時間）を新たな駐車時間とする。

(入場及び駐車)

第7条 利用者は、入場する際に駐車場入口において駐車券の交付を受け、当該駐車券を出場するときまで携帯しなければならない。

- 2 利用者は、入場後、駐車枠内（管理者が特に指示したときは、その指示した場所）に駐車

する。

(二輪自動車(原動機付自転車含)専用駐車場の入場及び駐車)

第7条の2 前条第1項の規定にかかわらず、二輪自動車(原動機付自転車含)専用駐車場を利用する者は、当該駐車車両の種別、車両番号及び駐車場を利用する期間を管理者に申し出なければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申出の内容を確認した上で管理者が別に様式を定める二輪自動車・原動機付自転車駐車票に記入する。
- 3 管理者は、前項に規定する二輪自動車・原動機付自転車駐車票への記入をもって、愛知県名古屋飛行場管理規則第11条第5項の駐車券の交付に代えるものとする。

(大型自動車駐車場の入場及び駐車)

第7条の3 前条の規定は、大型自動車駐車場の入場及び駐車について準用する。この場合において、同条第1項中「二輪自動車(原動機付自転車含)専用駐車場」とあるのは、「大型自動車駐車場」と、同条第2項及び第3項中「二輪自動車・原動機付自転車駐車票」とあるのは、「大型自動車駐車票」と読み替えるものとする。

(臨時駐車票による入場及び駐車)

第7条の4 第7条の2の規定は、駐車場入口において臨時駐車票を交付された利用者の入場及び駐車について準用する。この場合において、同条第1項中「二輪自動車(原動機付自転車含)専用駐車場」とあるのは、「臨時駐車場」と、同条第2項及び第3項中「二輪自動車・原動機付自転車駐車票」とあるのは、「臨時駐車票」と読み替えるものとする。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、利用者に駐車位置を変更させることができるものとする。

(入場制限等)

第9条 管理者は、駐車場が満車である場合において入場を制限するほか、次の各号のいずれかに該当する場合には入場を拒否し、又は利用者に車両を退去させることができるものとする。

- (1) 駐車場の施設をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 他の車両及びその積載物若しくは取付物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (3) 車両が引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取付けているとき
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取付け、又は液汁を漏出するおそれがあるとき
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をするおそれがあると認められるとき

(駐車場内の通行)

第10条 利用者は、駐車場内の車両の通行については、道路交通関係法令によるほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 速度は、時速8キロメートルをこえないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は管理者の指示に従うこと。

(禁止行為)

第 11 条 利用者は、駐車場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設、他の車両若しくはその積載物若しくは取付物をき損し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (3) たばこの吸殻、紙くず、空缶その他の物件を放置すること。
- (4) 他の車両の通行及び駐車を妨げること。
- (5) 営業、演説、宣伝、募金、署名活動等の行為をすること。
- (6) 宿泊すること。
- (7) その他、駐車場の秩序を乱し、又は他の利用者の迷惑となる行為をすること。

(施設のき損等の届出)

第 12 条 駐車場の施設をき損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(支払)

第 13 条 駐車券の交付を受けた者は、出場の際に駐車券を自動料金精算機に挿入し、表示された駐車場使用料を支払わなければならない。ただし、事前精算機において支払をした後、駐車場を出場する時までの間に 1 時間を経過した場合は、第 6 条第 5 項の新たな駐車時間に応じた駐車場使用料を駐車場出口において支払わなければならない。

- 2 駐車票の交付を受けた者は、出場の際管理者に対し、第 6 条の規定に基づく駐車場使用料を支払わなければならない。

(駐車券の紛失)

第 14 条 利用者は、駐車券等を紛失したときは、直ちに管理者が定める届出書に入場日時その他必要な事項を記入して、管理者に提出しなければならない。

- 2 利用者は、前項の届出書を提出するときは、届出事項を証明する運転免許証その他証拠書類を管理者に提示しなければならない。

(駐車期間)

第 15 条 利用者は、連続して 336 時間（14 日間）を超える駐車をすることは、あらかじめ、書面により届け出なければならない。なお、臨時駐車場については、臨時駐車場の設置期間を超える駐車をすることはできない。

(免責事項)

第 16 条 管理者は、駐車場における、車両、車両内に存置された物品その他の積載物及び車両の取付物のき損、汚損、滅失又は盗難に係る損害について、賠償の責めを負わない。

- 2 管理者は、第 4 条の規定による供用の休止、車路の通行止め若しくは車両の退避、第 8 条の規定による駐車位置の変更又は第 9 条の規定による車両の退去によって生じた損害について、賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第 17 条 故意又は過失により駐車場の施設をき損し、汚損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(放置車両)

第 18 条 管理者は、第 15 条の規定による届出がなく 336 時間（14 日間）を超えて駐車された

車両、届け出た期間を超えて駐車された車両、又は臨時駐車場の設置期間を超えて駐車された車両については、これを放棄したものとみなすことができるものとする。

(引取りの請求)

第 19 条 利用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく第 15 条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合においては、管理者は、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前 2 項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 管理者は、車両について生じた損害について賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第 20 条 管理者は、前条第 1 項の場合において利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第 21 条 管理者は、第 19 条第 1 項の場合において管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し、又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。なお、臨時駐車場の設置期間を超える駐車については、本条に定める通知や掲示なくして車両を他の場所に移動することができる。

- 2 管理者は、車両の移動について生じた損害の賠償の責を負わない。ただし、その損害が管理者の悪意や重大な過失に起因する場合はこの限りでない。なお、車両の移動に要した費用については利用者にその支払いを請求するものとする。

(車両の処分)

第 22 条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から 3 カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が処分に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し、又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第 1 項の規定により車両を処分した場合は、車両の保管、移動及び処分のために要した費用等から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払を請求し、請求残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

(指定管理者の業務)

第 23 条 条例第 18 条の規定により指定管理者を指定した場合にあっては、第 3 条から第 22 条までの駐車場管理者の業務は指定管理者が行うものとする。

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合においては、これらの規定中の「管理者」とあるのは、「指定管理者」とする。

(実施に関し必要な事項)

第 24 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前に駐車場の利用の許可を受けた者が施行日以後に駐車場から自動車を出場させる場合における当該利用に係る駐車場使用料の額については、改正後の別表第 3 及び別表第 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

駐 車 場 の 名 称	立体駐車場、平面駐車場、二輪自動車（原動機付自転車含）専用駐車場、臨時駐車場
駐 車 場 の 所 在 地	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場地内
駐 車 場 の 設 置 者 の 名 称	愛知県
駐 車 場 の 設 置 者 の 所 在 地	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
代 表 者 の 氏 名	愛知県知事 大村 秀章
代 表 者 の 住 所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

別表第2（第5条関係）

駐車場名	車両の種類	制限基準			
		長さ	幅	高さ	総重量
立 体 駐 車 場	普通自動車	5.0m以下	2.0m以下	2.1m以下	2.5t 以下
平 面 駐 車 場	普通自動車	—	—	—	—
二輪自動車(原動機付自転車含)専用駐車場	二輪自動車 原動機付自転車	—	—	—	—
大型自動車駐車場	大型自動車	—	—	—	—
臨 時 駐 車 場	普通自動車	—	—	—	—

別表第3（第6条関係）

(消費税及び地方消費税を含む。)

区 分		単 位	駐車場使用料の額 (単位円)
通常期	大 型 自 動 車	駐車場への入場1台1回ごとに、当該入場の時から1時間を経過した時から出場の時まで経過した利用時間（以下「1時間経過後の利用時間」という。）1時間につき	200
	普 通 自 動 車	駐車場への入場1台1回ごとに、1時間経過後の利用時間1時間につき	100
	二 輪 自 動 車 原動機付自転車	駐車場への入場1台1回ごとに、1時間経過後の利用時間1時間につき	50
混 雑 期	大 型 自 動 車	駐車場への入場1台1回ごとに、1時間経過後の利用時間1時間につき	400
	普 通 自 動 車	駐車場への入場1台1回ごとに、1時間経過後の利用時間1時間につき	200
	二 輪 自 動 車 原動機付自転車	駐車場への入場1台1回ごとに、1時間経過後の利用時間1時間につき	100

備考

- この表において、「通常期」とは混雑期以外の期間を、「混雑期」とは4月29日から5月5日まで、8月13日から同月15日まで及び12月29日から翌年1月3日までの期間その他駐車場の混雑が予想される期間として知事が定める期間をいう。
- 1時間経過後の利用時間を駐車場への入場の時から1時間を経過した時から1時間ごとに区分した各時間又は1時間経過後の利用時間の1時間未満の端数の時間が通常期と

混雑期にまたがるときは、当該時間は、その全部が混雑期内にあるものとみなす。

- 3 1時間経過後の利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 4 一般駐車に係る駐車場使用料の額は、利用時間24時間までごとに計算するものとし、その計算して得た額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超えるときは、当該定める額とする。
- (1) 当該24時間までごとの利用時間の全部が通常期内にある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 大型自動車 2,000円
 - イ 普通自動車 1,000円
 - ウ 二輪自動車及び原動機付自転車 500円
- (2) その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 大型自動車 4,000円
 - イ 普通自動車 2,000円
 - ウ 二輪自動車及び原動機付自転車 1,000円

別表第4

(消費税及び地方消費税を含む。)

区 分		駐車場使用料の額	
利用時間の全部が通常期内にある場合	利用時間が24時間以内のとき	別表第3の規定の例により計算して得た額	
	利用時間が24時間を超え48時間以内のとき	大型自動車	駐車場への入場の時から24時間を経過した時から出場の時まで経過した利用時間(以下「24時間経過後の利用時間」という。)について別表第3の規定の例により計算して得た額に、2,000円を加算した額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)
		普通自動車	24時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、1,000円を加算した額(その額が1,500円を超えるときは、1,500円)
		二輪自動車 原動機付自転車	24時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、500円を加算した額(その額が750円を超えるときは、750円)
	利用時間が48時間を超え336時間以内のとき	大型自動車	駐車場への入場の時から48時間を経過した時から出場の時まで経過した利用時間(以下「48時間経過後の利用時間」という。)について別表第3の規定の例により計算して得た額に、3,000円を加算した額(その額が4,000円を超えるときは、4,000円)
		普通自動車	48時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、1,500円を加算した額(その額が2,000円を超えるときは、2,000円)
		二輪自動車 原動機付自転車	48時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、750円を加算した額(その額が1,000円を超えるときは、1,000円)

			きは、1,000円)
	利用時間が336時間を超えるとき	大型自動車	駐車場への入場の時から336時間を経過した時から出場の時まで経過した利用時間(以下「336時間経過後の利用時間」という。)について別表第3の規定の例により計算して得た額に、4,000円を加算した額
		普通自動車	336時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、2,000円を加算した額
		二輪自動車 原動機付自転車	336時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、1,000円を加算した額
その他の場合	利用時間が24時間以内のとき		別表第3の規定の例により計算して得た額
	利用時間が24時間を超え48時間以内のとき	大型自動車	24時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に4,000円を加算した額(その額が5,000円を超えるときは、5,000円)
		普通自動車	24時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、2,000円を加算した額(その額が2,500円を超えるときは、2,500円)
		二輪自動車 原動機付自転車	24時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、1,000円を加算した額(その額が1,250円を超えるときは、1,250円)
	利用時間が48時間を超え336時間以内のとき	大型自動車	48時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、5,000円を加算した額(その額が6,000円を超えるときは、6,000円)
		普通自動車	48時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、2,500円を加算した額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)
		二輪自動車 原動機付自転車	48時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、1,250円を加算した額(その額が1,500円を超えるときは、1,500円)
	利用時間が336時間を超えるとき	大型自動車	336時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、6,000円を加算した額
		普通自動車	336時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、3,000円を加算した額
		二輪自動車 原動機付自転車	336時間経過後の利用時間について別表第3の規定の例により計算して得た額に、1,500円を加算した額

備考 この表において「通常期」とは、別表第3備考第1号に規定する通常期をいう。